

## 公益財団法人いばらき腎臓財団退職金規程

第1条 公益財団法人いばらき腎臓財団（以下「財団」という。）の従業員（財団に専ら勤務し、1年を超えて勤務する者に限る。）が退職したときは、この規程により退職金を支給する。

2 前項の退職金の支給は、財団が各従業員について勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「機構・中退共本部」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

第2条 新たに雇い入れた従業員については、試用期間を経過し、本採用となった月に機構・中退共本部と退職金共済契約を締結する。

第3条 退職金共済契約は、従業員ごとに、その基本給の額に応じ、別表に定める掛金月額によって締結し、毎年4月に掛金を調整する。

第4条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法施行令に定められた額とする。

第5条 従業員が懲戒解雇をされた場合には、機構・中退共本部に退職金の減額を申し出ることがある。

第6条 退職金は、従業員（従業員が死亡したときは遺族）に交付する退職金共済手帳により、機構・中退共本部から支給を受けるものとする。

2 従業員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人又は遺族が遅滞なく退職金を請求できるよう、すみやかに退職金共済手帳を本人又は遺族に交付する。

第7条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、従業員代表と協議のうえ改廃することができる。

<附 則>

1. この規程は、平成15年7月1日から実施する。
2. この規程の実施前から在籍している従業員については、勤務年数の応じ過去勤務期間通算の申出を機構・中退共本部に行うものとする。
3. 平成26年4月1日改正

別表 1

掛金月額表

基本給月額	掛金月額	基本給月額	掛金月額
160,000円未満	5,000円	280,000円～320,000円未満	9,000円
160,000円～200,000円未満	6,000円	320,000円～360,000円未満	10,000円
200,000円～240,000円未満	7,000円	360,000円～400,000円未満	12,000円
240,000円～280,000円未満	8,000円	400,000円以上	14,000円

<参考>

<過去勤務期間の通算制度>

この制度に加入する際、すでに1年以上勤務している従業員について、加入前の勤務期間を通算することができる。この手続きは本契約の申込み（新規に本制度に加入する企業に限る。）と同時に申し出ることになっており、契約の申込みをする従業員全員を対象にすることになっている。

(1) 通算できる過去勤務時間

採用の日から本契約成立の前日までの継続して雇用された期間（休職期間等は除く。）が対象で、この期間が10年を超える場合は10年を限度とする。

(2) 過去勤務通算月額の種類

本契約の申込金額と同額以下で、下記の金額の中から決める。

5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円	22,000円

(3) 過去勤務掛金月額及び納付期間

過去勤務掛金月額（過去勤務通算のために、本体掛金とは別に毎月納付する掛金額）は、次により算定される額で、この額を下表の期間納付する。

なお、この加入時に算定された額は通算完了時まで変更されない。

<過去勤務掛金月額> = <過去勤務通算月額>

× <下表の掛金率 + 厚生労働大臣の定める率>

過去勤務期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
掛金率	1.01	1.02	1.03	1.04	1.05	1.27	1.49	1.71	1.93	2.16
	掛金率は、上記の率に厚生労働大臣の定めるその年度の率を加えたものです。									
納付期間	12月	24月	36月	48月	60月					